

境港地区 高度衛生管理基本計画書（概要）

1 地域の概況

- ・昭和48年に特定第3種漁港に指定された境漁港は、全国的な水産物の生産・流通の拠点を担ってきた。
- ・水産業を取り巻く厳しい情勢の中、さかいみなと漁港・市場活性化協議会は、「社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場」を境港の将来のあるべき姿とした「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」を作成し、日本一魅力ある漁港・市場づくりを目指している。

2 高度衛生管理の基本方針

○境漁港で衛生管理を行う重要性

全国水揚げ上位の沖合漁業中核基地である境漁港で高度衛生管理を実施することは、西日本水産物の衛生管理に与える影響も大きく、背後の加工場への衛生的な原料供給にも寄与できる。

○高度衛生管理の基本的な考え方

取り扱う水産物の陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程での危害を分析・特定し、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するため、定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制の構築。

○高度衛生管理導入の対象エリアと対象水産物

- ・トラック直積みのまき網とそれ以外の漁業岸壁を分離し、各漁業種類毎に高度衛生管理エリアを設定。
- ・対象水産物は、沖合底びき網漁業のズワイガニ、カレイ、ハタハタ等、いか釣漁業のイカ、まき網漁業のマグロ、ブリ、アジ、イワシ、サバ、かにかご漁業のベニズワイガニ、境漁港に陸送される陸送物。

3 陸揚げから荷さばき、出荷の各段階の問題点と対応方針

| 問題点 | | 対応方針（高度衛生管理市場の基本方針） |
|-----|------------------------------|---------------------------------------|
| ① | トラック直積みのまき網物とセリ物の同時活用による異物混入 | ・トラック直積み岸壁とまき網以外の陸揚岸壁の分離 |
| ② | 1～2号上屋内への車両進入による異物混入 | ・上屋内は電動フォークリフトのみ使用可能とし、外部車両の場内進入は原則禁止 |
| ③ | 水産物・人・車両の動線混在による交差汚染 | ・水産物の一方向の流れ |
| ④ | 2号上屋の老朽化と狭隘 | ・1号と2号上屋の連続と陸送物上屋の増設 |
| ⑤ | 市場利用者からの異物混入 | ・上屋内の専用入口に手洗い場、足洗い場を設置 |
| ⑥ | 容器の衛生面 | ・木箱の廃止 |
| ⑦ | 床からの汚染 | ・直置き禁止、内臓除去エリアの排水施設整備 |
| ⑧ | 活ガニタンクに使用する海水の水質 | ・清浄冷海水取水施設の整備 |
| ⑨ | 水産物の温度管理 | ・水産物の低温保持（低温室、給氷施設の整備） |
| ⑩ | 水産物に問題が発生した場合の対応 | ・衛生管理に関する情報発信と提供体制の確立 |
| ⑪ | 3～5号上屋の風、日射、異物混入 | ・かにかご上屋の整備 |
| ⑫ | 3～5号岸壁での血水の排出による汚染と鳥類の糞の混入 | ・まき網直積みトラックの待機場所に屋根と防鳥ネット、荷台への防鳥シート対策 |
| ⑬ | 6号岸壁での異物混入 | ・6号上屋の整備 |

4 高度衛生管理を実施するための体制の構築

今後、ハード整備と合わせ、高度な衛生管理体制を実現するため、衛生管理マニュアル作成や衛生管理責任者、役割分担、記録保持ができる体制を構築する。

5 整備スケジュール

事業スケジュール

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | 備考 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| -6.0m 岸壁（新設） | | | | | | | | | | | | 橋樑構造 |
| -6.0m 2号岸壁（改良） | | | | | | | | | | | | 耐震化 |
| -6.0m 5～7号岸壁（改良） | | | | | | | | | | | | 増深 |
| -6.0m 泊地 | | | | | | | | | | | | |
| 道路 | | | | | | | | | | | | |
| 用地（人工地盤） | | | | | | | | | | | | 駐車場 |
| 荷さばき所（1号上屋） | | | | | | | | | | | | |
| 荷さばき所（陸送物上屋） | | | | | | | | | | | | |
| 荷さばき所（2号上屋） | | | | | | | | | | | | |
| 荷さばき所（3～5号上屋） | | | | | | | | | | | | |
| 荷さばき所（6号上屋） | | | | | | | | | | | | |
| 清浄冷海水取水施設 | | | | | | | | | | | | |

6 高度衛生管理の推進により見込まれる効果

- ・国民への安全安心な水産物の提供による付加価値向上、魚価安定。
- ・背後の加工場の衛生管理強化の促進、境港ブランドの強化、輸出拡大の期待。

7 基本計画の着実な推進に係る事項

- ・完成後は、市場開設者の鳥取県（指定管理者含む）と卸売業者（鳥取県漁協、境港魚市場（株）、JFしまね）、境港鮮魚仲買組合で協力し運営していく。